◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２４７号（H26. 5. 9）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝１件（５月２日～５月８日分）
（１）法人タクシーの車両火災事故
２．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
３．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
４．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
６．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
８．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
９．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。
このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf

◇◇◇

◇◇◇

・H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19 年 6 月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆